

# 福岡県公報

平成25年10月15日  
第3539号

## 目次

### 告示 (第1566号 - 第1579号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5

### 公 告

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	5
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	5

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	6
-------------------------------------	-------------	---

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 7

## 告 示

### 福岡県告示第1566号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川2128番4先から 朝倉市黒川1733番1先まで	3.4 ～ 12.8	500.0
			後	朝倉市黒川2128番4先から 朝倉市黒川1733番1先まで	5.2 ～ 18.9	500.0

### 福岡県告示第1567号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市桑原5番2先から 朝倉市桑原15番先まで	11.0 ～ 12.4	77.0
			後	朝倉市桑原5番2先から 朝倉市桑原15番先まで	11.0 ～ 12.4	77.0

**福岡県告示第1568号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	柳 川 城 島 線	前	大川市大字坂井546番1先から 大川市大字坂井485番2先まで	4.2 ～ 11.6	359.2
			後	大川市大字坂井546番1先から 大川市大字坂井485番2先まで	10.3 ～ 19.9	359.2

**福岡県告示第1569号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	本 町 新 田 線 大 川	前	柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀272番3先まで	3.5 ～ 28.0	903.2	大牟田川副線重用 480 m
			前	柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀272番3先まで	6.0 ～ 33.5	510.0	
			後	柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀274番2先まで	3.5 ～ 28.0	903.2	大牟田川副線重用 480 m
			後	柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀274番2先まで	6.0 ～ 32.5	510.0	大牟田川副線重用 241.5 m

**福岡県告示第1570号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	本 町 新 田 線 大 川	柳川市筑紫町612番8先から 柳川市沖端町125番2先まで

**福岡県告示第1571号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
八 女 県道	唐 尾 川 線 広	唐 尾 川 線	前	みやま市瀬高町小田1093番先から 筑後市大字溝口5番2先まで	4.7 ～ 23.4	1,424.9	
			前	みやま市瀬高町小田1064番1先から 筑後市大字溝口4番6先まで	4.3 ～ 48.5	2,523.8	湯辺田瀬高線重用530.0 m 船小屋八女線重用772.8 m
			後	みやま市瀬高町小田1093番先から 筑後市大字溝口5番2先まで	4.7 ～ 89.2	1,424.9	
			後	みやま市瀬高町小田1064番1先から 筑後市大字溝口4番6先まで	4.3 ～ 48.5	2,523.8	湯辺田瀬高線重用530.0 m 船小屋八女線重用772.8 m

**福岡県告示第1572号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	唐 尾 川 線 広	みやま市瀬高町小田3214番1先から みやま市瀬高町小田923番15先まで

**福岡県告示第1573号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町美咲三丁目665番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府豊中市若竹町二丁目5番6-201号  
井上 武幸  
井上 美和子

**福岡県告示第1574号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町濃施字向田140番1から140番4まで、141番1から141番7まで及び144番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
みやま市高田町濃施231-2

三和不動産  
伊東 和徳

---

**福岡県告示第1575号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡宇美町大字井野字仲ノ坪525番1、526番9、526番10、528番2、528番5及び531番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
株式会社 コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃

---

**福岡県告示第1576号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市自由ヶ丘十一丁目20番1から20番7まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市田久二丁目13番13号  
トーセツ商事 株式会社  
代表取締役 潟山 智一

---

**福岡県告示第1577号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字和田字東浦586番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡篠栗町尾仲376番地1 エーデルワイスB102号  
青木 宏

---

**福岡県告示第1578号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人ライフサポート
  - (2) 代表者の氏名  
中村 伸也
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県柳川市三橋町蒲船津203番地5
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、併せて地域を元気にする試みとして、地域の総合案内事業と生ゴミ等に関する事業、情報化社会

の発展を図る事業、スポーツの振興を図る事業等を通して地域住民に対しても障害者・高齢者への理解を促進させるための、啓発事業を行うことで福祉の増進に寄与する事を目的とする。

**福岡県告示第1579号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブMCA
- (2) 代表者の氏名  
山中 良晃
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市和歌美台20番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツやレクリエーションなど身体活動に関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

**公 告**

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称

福岡県警察通信指令システム（作戦指揮台）賃貸借契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

平成25年8月8日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

91,436,940円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

平成25年6月28日

**公告**

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第32条第5項で準用する第30条第2項又は第48条第4項（第50条第3項で準用する場合を含む。）の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成25年10月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分の根拠となる法令の条項  
福岡県漁業調整規則第32条第2項、第48条第1項又は第50条第1項
- 2 聴聞の期日及び場所

平成25年11月1日 午後1時30分  
 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階  
 海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班  
 電話番号092-643-3028  
 郵便による場合の宛先  
 郵便番号812-8577（福岡県庁）

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第257号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年10月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成25年11月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
----	----

10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第258号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年10月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年11月19日（火） 13:30~16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

平成25年11月20日（水） 13：30～16：30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成25年11月28日（木） 13：30～16：30	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第259号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年10月15日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
---	---	---	---	------	--------

平成25年12月5日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年12月19日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
平成25年12月5日（木） 9：00～17：00（原則）		福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場		大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。